



協会ニュース **No.27**

平成22年 1 月26日発行

誠	正	公
実	大	益



ISO14001



きれいな水を未来に残そう

熊本県知事指定検査機関

公益社団法人 熊本県浄化槽協会

目次

表彰／平成22年度 浄化槽推進関係予算(案)の概要	3
公益社団法人への移行について	4～5
平成21年度 地域(保健所別)連絡会議報告	6～7
臨時総会の開催について／役職員研修会の開催について	8
平成21年度 浄化槽設置基数等実態調査業務(熊本県委託事業)について／ 平成21年度 水環境保全助成事業の実施について	9
『下水環境フェア』開催／『第20回 菊池川の日 環境フェスタin玉名』開催	10
『第23回全国浄化槽技術研究集会』開催／『浄化槽フォーラム・熊本』開催	11
『平成21年度 くまもと・みんなの川と海づくり県民大会』開催／ 『九州地区指定検査機関協議会検査員研修会』に参加して	12
芦北町浄化槽設置整備事業補助金の交付について／ISO更新審査報告	13
インターンシップの受け入れについて	14
浄化槽法第11条検査未受検者受検勧奨対策について	15
浄化槽法事務・権限移譲市町村について／浄化槽機能保証制度について／編集後記	16



ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。皆様お揃いで輝かしい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は当協会運営に対し格別のご協力を賜りましたことに心から感謝し厚くお礼申し上げます。

昨年は皆様のご理解とご協力により、3月末日に公益社団法人の認定の為の申請書を提出しておりましたが、9月24日に熊本県知事より認定をいただき10月1日(浄化槽の日)に登記を完了しましたことをご報告申し上げます。

今後は公益社団法人としての自覚を持ち、会員の皆様方をはじめ関係各位のご協力を頂きながら協会の発展を願い、その運営に努めて参りたいと存じます。

又、昨年は政権交代により政治家主導による事業仕分けが行なわれ、下水道事業や集落排水処理事業が国から地方へ移行されることになりました。地方自治体におかれては生活排水処理を推進するためにも当然安価(経済的)で速効性(約1週間)があり、そして地域の経済対策にもなる浄化槽設置が推進されるものと確信し大いに期待するところでございます。浄化槽の普及推進のみならず、維持管理等につきましても、行政ご当局のご指導や業界関係各位のご協力を頂きながら広く設置者への啓発を行い、県下の水環境の保全に努めて参ります。

昨年よりスタートいたしました浄化槽設置基数等実態調査も本格的となり、その基本台帳の整備が進みつつあります。複合的な対策により法定検査受検率の向上が図られるものと大いに期待しております。

当協会を取り巻く環境は日々変化し、多くの課題が発生して参りますが会員の皆様方をはじめ行政ご当局や業界各位のご指導を頂きながら、一つひとつ対処して参りたいと存じます。

最後になりましたが、この1年が会員企業並びに関係各位にとりましてより良い年となりますよう祈念しご挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 熊本県浄化槽協会
会長 横山 英生

表 彰

本年度は、次の方が受賞されました。

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

森田和博氏（㈱森田設備 代表取締役）

武林公久氏（㈲荅北浄化槽管理センター 代表取締役）

久保田秀之氏（(協業) 熊本清掃公社 専務理事）

平成22年度 浄化槽推進関係予算(案)の概要

平成21年12月25日に『平成22年度浄化槽推進関係予算(案)』が閣議決定されました。

今回の予算案につきましては平成21年8月末の「概算要求」の後、10月中旬の政権交代に伴う「概算要求の見直し」が行なわれ、さらに行政刷新会議による「事業仕分け」等を経て以下のとおり決定されました。

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○循環型社会形成推進交付金

11,688百万円

・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位:百万円】

	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算 額 (案)	対前年度比 %
循環型社会形成推進交付金	(14,906) 14,344	(12,039) 11,688	(80.8) 81.5

注: 上段()は、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島)計上分を含めた額

※上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上

総額103,389百万円の内数

・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の充実

○低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の実施

浄化槽分野における地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、以下による事業を行う。

・事業内容 浄化槽市町村整備推進事業における、低炭素社会対応型浄化槽(省エネルギータイプ)の整備への助成(実施要件)

1. 浄化槽整備区域内の特定の区域内の普及率を10ポイント以上または30基以上向上させる計画であること

2. 低炭素社会対応型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を10以上実施する計画であること

・助成率 1/2

・実施期間 平成22年度から2年間

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

・浄化槽設置に伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用の助成要件となっている使用年数制限(30年以内)を撤廃する。

・単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせるための膜処理装置などを設置できないことに限っている助成要件を撤廃する。

3. 浄化槽整備のための支援強化

○浄化槽整備区域設定支援事業費

30百万円

今後の汚水処理施設の整備の中心である人口分散地域においては、整備コストが小さく、整備期間の短い浄化槽の重要性が増しているものの、必ずしもその整備が十分に進んでいないため、市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定支援への取り組みを行い、浄化槽の整備促進を図る。

○浄化槽整備推進事業の推進

52百万円

浄化槽の特徴や維持管理の重要性について幅広い関係者の理解を進めるため、市町村を対象とした浄化槽整備推進事業の開催や浄化槽フォーラムをはじめとするNPOとの連携事業の実施など、浄化槽の整備促進に資するための普及啓発事業を行う。

○し尿処理システム国際普及推進事業費

21百万円

し尿処理施設や浄化槽等の日本発の優れた技術と経験を活かして国際的な衛生問題の解決に貢献していくため、し尿処理システムの普及に向けた国際ネットワークづくりを進めるとともに、その現地技術化や人材育成に向けた国内体制の充実を図る。

公益社団法人への移行について

当協会は、公益法人制度が平成20年12月1日に抜本的に改正されたことに伴い公益社団法人への移行を進めて参りました。

この度、熊本県から、当協会の浄化槽法に基づく法定検査事業及び財務状況等が新制度での公益社団法人の基準を満たすとの認定を受け、平成21年10月1日より名称を「公益社団法人 熊本県浄化槽協会」と改め新たにスタート致しました。

これも一重に設立以来30数年の永きに亘りお支えいただいた関係各位のご尽力の賜物で御座います。心より感謝申し上げます。

これからも‘私たちのすべての基準はそれが地球環境にとって優しいかどうかです’との基本理念に基づき、浄化槽の法定検査あるいは適正施工、保守点検・清掃を通じ会員及び役職員一丸となって熊本の豊かな水環境の保全に努めて参ります。

1 移行認定取得の背景

当協会は、浄化槽の製造・販売、施工、維持管理に関わる民間事業者からなる団体で、公共用水域の水環境保全及び公衆衛生の向上を目的として、浄化槽法に基づく浄化槽の水質検査(法定検査)、浄化槽の機能保証制度の推進及び浄化槽放流水等の計量証明事業等を行っております。

平成20年12月1日に公益法人制度改革関連3法が施行されたことを受け、当協会は早い時期(平成18年11月頃)から国・県主催の新公益法人制度説明会等、平成21年3月の認定申請までの間に会長をはじめ担当職員が15回以上の会議に出席するなどして新制度の内容等の情報収集に努めるとともに、適宜役員等関係者に制度改革の趣旨や概要を説明し理解を得るよう取組んで参りました。

公益認定申請を行った理由は、当協会は、設立当初より環境の保全、公衆衛生の向上を目指し浄化槽の製造、施工及び維持管理の適正化などの公益活動を実施している法人であること、県知事より指定検査機関の指定を受け公益性の高い法定検査事業を20数年間にわたり実施していること、公益性・社会的信頼性を高め更なる法定検査事業の推進を図り公共用水域の水環境保全に貢献すること、等を挙げるすることができます。



認定授与式(土木部長室)

2 公益社団法人への移行までの主な経緯

公益社団法人移行登記までの経緯は下表のとおりです。

〈公益社団法人移行登記等までの経緯〉

年 月 日	事 項
2006.11～	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県主催の説明会等へ出席し、公益法人制度改革関連情報を収集 ・理事会等関係者への周知
2007.3	<ul style="list-style-type: none"> ・移行先法人類型の仮確認(「公益社団法人」への移行)
2007.5～	<ul style="list-style-type: none"> ・移行後最初の役員選任協議開始
2008.1	<ul style="list-style-type: none"> ・移行認定手続実行組織(移行特別委員会・移行申請チーム)立上げ
2008.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、臨時総会において「公益社団法人への移行を目指す」旨、決議
2008.3～	<ul style="list-style-type: none"> ・「定款の変更の案」作成着手
2008.5.30	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会において「移行後最初の役員選任」
2008.6～ (2008.12.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・移行申請書類作成着手 (・公益法人制度改革関連3法施行)
2009.1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時総会において「定款の変更の案」決議
2009.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、臨時総会において「移行認定申請書類」確認
2009.3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁(県)へ「移行認定申請書類」提出
2009.8.18	<ul style="list-style-type: none"> ・県認定等審議会へ諮問される
2009.9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・県認定等審議会において「当協会が認定基準に適合する」旨の答申を決定
2009.9.24	<ul style="list-style-type: none"> ・県から「公益社団法人」として認定を受ける
2009.10.1	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の登記及び名称変更に伴う設立の登記手続
2009.10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・県に移行登記完了届出書提出
2009.10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・県が移行認定の公示
2009.11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時総会において、特例民法法人としての決算報告の承認

今後も協会の健全な運営を心がけ、公益社団法人としての責務の遂行に努めて参ります。皆様方のご指導ご協力をお願い致します。

平成21年度 地域(保健所別)連絡会議報告

浄化槽に関する行政、会員(業界)、協会が一堂に会する年1回の会議として始まった地域(保健所別)連絡会議も本年度で12回を数えることになりました。

本年度も平成21年9月29日から11月2日までの期間に、全11支部において41市町村、10保健所及び6地域振興局の担当者のお出席のもと開催されました。

各会議で頂いたご意見等の要旨を掲載致します。

1. 補助金対象予定基数を超過した場合の対応について

回答(抜粋)

- ・超過したことは今まで無いが、補助枠を超過した場合は対応できない。
- ・ここ数年超過したことは無いと思う。超過した場合は補正予算か次年度に回して対応する。
- ・下水道地域のため補助はない。下水道計画エリア外は市町村設置型で対応している。

2. 県及び市町村における生活排水処理計画について

回答(抜粋)

- ・下水道整備で対応しているが、計画区域外の生活排水処理の要望もあり今後見直す必要がある。
- ・下水道、農業集落排水施設、浄化槽で生活排水処理事業を展開している。
- ・人口減少化等に伴い、効率性、財政状況を鑑み財政破綻しないような計画を立てていきたいと考えている。
- ・全域を浄化槽で整備する計画である。市町村型も検討したが町として更なる滞納が増えないかという懸念があり個人設置型を進めている。
- ・山間地域のため特定地域浄化槽整備事業を進めている。
- ・公共下水道と浄化槽の区域分けをはっきりさせ、市町村設置型も検討し汚水処理率を向上させたい。

3. 浄化槽への転換促進に対する取り組みについて

① みなし浄化槽管理者への転換促進の啓発

回答(抜粋)

- ・みなし浄化槽からの転換については、従来のT-N、T-P除去型の浄化槽についても行っている。また、下水道区域外の世帯に対して毎年補助についてのタウンメールを郵送しているほかホームページへ掲載し啓発を図っている。
- ・汚水処理人口の普及向上を図るうえで重要な課題である。現在はみなし浄化槽から浄化槽への転換を促進している。但し、今後3年間で浄化槽設置実態調査を行い、みなし浄化槽、汲み取り世帯を把握し浄化槽への転換を推進したい。

② 汲み取り世帯に対する浄化槽の設置促進について

回答(抜粋)

- ・汲み取りから浄化槽への転換は汚水処理人口の普及という視点から重要な課題であるが、みなし浄化槽による水質汚染という緊急の課題に対し汚水処理に伴う水質、環境保全対策という観点からまず、みなし浄化槽から浄化槽への転換促進を重点に推進している。
- ・みなし浄化槽からの転換促進の方を優先しているが、汲み取り世帯についても浄化槽への転換を促したい。

③ 浄化槽への転換補助の更なる強化について

回答(抜粋)

- ・みなし浄化槽撤廃の補助制度の拡充と共に、適正な維持管理を徹底できる市町村設置型への転換促進を行っている。みなし浄化槽撤廃の補助上限の9万円を国、県、市町村が1/3ずつ補助するとされているが、平成22年度新規・拡充要求事項の中でみなし浄化槽の撤去についての補助額が現在の9万円から20万円へ変更すると共に転換する際の排水設備の設置についても補助対象とするとの要求がなされておりその推移を見たい。

4. 浄化槽使用者への維持管理の必要性の啓発について

回答(抜粋)

- ・完了検査時に維持管理の必要性を説明している。また、既設の浄化槽については市のホームページ、広報等で呼びかけている。
- ・廃止届が出ていない等、実数と隔たりがある。このため、権限移譲後は実数調査を行い保守点検、清掃、法定検査の実態を把握したうえで指導の徹底を図りたい。
- ・浄化槽協会からの検査結果をもとに訪問、または通知文を出して適正な維持管理をお願いしている。浄化槽の設置届に対する維持管理の通知の際には県、浄化槽協会から頂いているパンフレットを同封して設置者に送付している。

5. その他

(抜粋)

(問) 受検勸奨の取り組みについて、平成20年度の実績はどうであったのか。

(答) 約2万件を発送し約10%程度の返送があっている。返送があったものについては随時検査の計画に組み入れ検査を実施中である。

(問) 受検拒否についての対応は。

(答) 管理等の作業がきちんとなされているか否かの第三者的な確認を行うのが法定検査である旨の説明を行うてはどうか。

(問) 政権交代に伴い浄化槽の補助金の枠はどう変化するか。

(答) まだ情報がない。12月の概算要求を待たないと分からない。

(問) みなし浄化槽の11条検査受検率を向上させるため設置状況の整理が重要ということが議論されたと思う。これに対する対応は。

(答) 協会が把握しているみなし浄化槽については、毎年文書による受検勸奨を行なっている。昨年度からは県の封筒を使用している。設置状況については県の委託事業として全数調査に着手している。

(問) 検査時期が飛び飛びだと聞いているが、効率よく検査するためには出来るだけ地区ごとに固めることが必要ではないか。

(答) 1つの地区を2回に分けて検査を実施している。清掃時期と重なったり等の理由で検査出来なかった場合を考えて分けているが、出来るだけ地区が重なるよう事前の計画を行いたい。

(意見) BODデータは合併槽だけでなくみなし浄化槽のデータも出した方が良くと思う。

(意見) 受検勸奨を行なう設置者だけでなく検査を行った設置者にもデータ等の資料を配布してはどうか。

臨時総会の開催について

平成21年11月27日（金）に当協会会議室において、臨時総会が開催されました。
総会は、冒頭の横山会長の挨拶のあと田中議長により進行され、各議案とも承認されました。

第1号議案 平成21年度決算報告案（4月～9月）承認について

第2号議案 監査報告



役職員研修会の開催について

平成21年11月27日（金）に熊本ホテルキャッスルにおいて、当協会役職員約60名を対象に浄化槽に関する研修会を開催しました。

当日は、財団法人 日本環境整備教育センター 調査研究第1グループリーダー 久川和彦氏、熊本県土木部下水環境課 参事 角田朋尚氏を講師にお迎えし「法定検査の在り方と今後の動向」、「熊本県における今後の浄化槽行政について」とのテーマで研修を行いました。

研修に引き続き行われた質疑応答では熱心な質疑が繰り返され、浄化槽に関する研鑽を深めることが出来ました。

講習

『法定検査の在り方と今後の動向』

講師：（財）日本環境整備教育センター 調査研究第一グループ リーダー 久川和彦氏

『熊本県における今後の浄化槽行政について』

講師：熊本県土木部下水環境課 参事 角田朋尚氏



久川 和彦氏



角田 朋尚氏

平成21年度 浄化槽設置基数等 実態調査業務(熊本県委託事業)について

この事業は、熊本県が今後の生活排水処理施策を進める上での重要なデータを整理し、また法定検査受検率の向上を図り浄化槽の適正な維持管理を確保するため、平成21年度・平成22年度・平成23年度の3カ年で戸別訪問等を行い、浄化槽の設置状況や維持管理状況の実態調査を行うものです。

平成21年度調査地域においては、平成22年1月から3月までの期間において、調査該当浄化槽について、調査のお知らせのハガキで御協力をお願いし、調査員が戸別訪問を行います。

平成21年度調査対象地域(18市町村)

保健所	市町村	保健所	市町村	保健所	市町村
阿蘇保健所	高森町	水俣保健所	芦北町	人吉保健所	相良村
	西原村		人吉市		五木村
	南阿蘇村	錦町	山江村		
御船保健所	甲佐町	多良木町	球磨村		
	山都町	湯前町	あさぎり町		
八代保健所	八代市	水上村	天草保健所	上天草市	

平成21年度 水環境保全助成事業の実施について

平成21年度事業計画のうち、『水環境保全活動への支援事業』として水環境保全助成事業を実施いたしました。今年度は以下の4団体が助成対象となり、平成21年10月5日に当協会の会議室で授与式が執り行なわれました。

助成対象団体名	対象事業
松橋わさもん塾	河川浄化事業
阿蘇ホテルの会	環境保全に関する講習会事業
内牧花原川を守る会	河川清掃事業
熊本県中小企業家同友会	水涵養事業



『下水環境フェア』開催

平成21年9月13日(日)に熊本市のびぶれす広場において、下水環境フェアを開催致しました。(主催:熊本県下水環境課 共催:熊本県浄化槽協会、熊本県流域下水道指定管理者)

この下水環境フェアは、県民の皆様にとどのようにして生活排水をきれいにして川や海に戻しているかを理解いただき、きれいな水を守るため皆で何ができるかを考えて頂く機会とし開催されたものです。

なお、9月10日が「下水道の日」、10月1日が「浄化槽の日」であり、今回の下水環境フェアは両方の日の間をとって9月13日に開催されております。

当日は、浄化槽のパネルや模型の展示のほかフラダンスや紙芝居、少年少女の合唱など多くのイベントも行われ約1000人の来場がありました。



『第20回 菊池川の日 環境フェスタin玉名』開催

平成21年9月27日に玉名市民会館ホールにて『第20回 菊池川の日 環境フェスタin玉名』が開催されました。当協会の有明支部も支部活動の一環として展示コーナーを設け、パネルや浄化槽模型の展示、花苗の配布等を行いました。



『第23回全国浄化槽技術研究集会』開催

「第23回全国浄化槽技術研究集会」が10月14日(水)に山口市にて開催され、全国から700名、当協会からは横山会長、西村局長以下検査員8名、分析員1名が参加しました。

当日は、「浄化槽法定検査受検率向上のための取り組み」等、5つのテーマの研究発表が行われ、さらに記念式典終了後には、「元気な街づくりは浄化槽から」と題し京都府綾部市の四方八洲男市長による特別講演が行われました。集会を通じ浄化槽が公共用水域の水質保全を図る恒久的生活排水処理施設としていかに重要であるかということを確認しました。



『浄化槽フォーラム・熊本』開催

平成21年10月23日(金)に人吉市カルチャーパレスにおいて、平成21年度「浄化槽フォーラム・熊本」を熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会との共催により開催致しました。

冒頭に事務局である人吉市役所の田中信孝市長よりご挨拶があり、引き続き質疑応答を挟み3つの講演が行われました。当日は、市町村長及び浄化槽担当者、浄化槽関係業界・団体等を合せ約200名の参加がありました。

講演1 「人口減少地域における生活排水処理計画について」

講師 財団法人日本環境整備教育センター 企画情報グループリーダー 国安克彦氏

講演2 「浄化槽行政に係る最近の国の動向について」

講師 全国浄化槽推進市町村協議会 事務局主任 加藤雅男氏

講演3 「県における今後の浄化槽対策について」

講師 熊本県土木部下水環境課 参事 角田朋尚氏



国安 克彦氏

『平成21年度 くまもと・みんなの川と海づくり県民大会』開催

平成21年11月7日に菊池市文化会館で『平成21年度 くまもと・みんなの川と海づくり県民大会』が開催されました。(当協会は後援)

当日は、熊本県知事(代理)の挨拶をはじめ、「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動賞」授与式、シニアソムリエの米野真理子氏による基調講演、パネルディスカッション等が行なわれました。



『九州地区指定検査機関協議会検査員研修会』に参加して

11月13日(金)に、「九州地区浄化槽検査員研修会」が長崎市で開催され、当協会からは検査員10名、各県より総勢79名の参加がありました。

事務局である(財)大分県浄化槽協会からの主催者挨拶のあと、5つの研究発表及び(財)日本環境整備教育センターの小川浩氏から「これからの法定検査と浄化槽・下水道の棲み分けを考える」と題した講演が行われました。

法定検査が浄化槽の普及に如何に重要であり、そのための今後のあるべき姿等について研修できました。



小川 浩氏

芦北町浄化槽設置整備事業補助金の交付について

芦北町において、平成21年度第4回補助金交付式が平成21年11月20日(金)芦北町庁舎にて浄化槽設置者8人の参加のもと行われました。

この交付式は、平成10年から毎年、町長から直接交付を行うとともに補助金の概要、浄化槽の仕組みや維持管理等について浄化槽設置者にご理解いただき、浄化槽の設置整備を推進するとともに地域の水質保全を図る目的に行われるものです。

今回の交付式は、まず山本上下水道課長挨拶の後、補助金についてその目的及び単独処理浄化槽から転換補助・町の上乗せ補助額等の説明、浄化槽の仕組みや使用の仕方及び保守点検や清掃の作業内容と目的についてイラスト等を利用し説明が行われました。

また、法定検査については、使用開始後の7条検査及び1年に1回の11条検査についても検査の内容と受ける必要があること、熊本県浄化槽協会から検査の案内等があることを浄化槽設置者の方々にわかりやすいご説明が行われました。



ISO更新審査報告

平成21年度ISO14001の更新審査が平成21年8月27日・28日に行われました。

今回は、認証取得後2回目の更新審査でありました。

1. 審査の結論

今回の更新審査により、ISO14001:2004規格に基づく環境マネジメントシステムが包括的に継続して有効であると判定致します。

2. 総合所見

- 1) 目的の達成状況は、未達成項目もあるがそれらについてはそれぞれ内部監査あるいは技術会議等において適切対応されておりシステムの改善につながっています。
- 2) 過去3年間の環境マネジメントシステムの改善状況は、前回の定期検査では改善指摘事項は発見されていません。環境マニュアルについては2009.4.1日作成された第13版以後改定がありません。
- 3) 内部監査の有効性に対する評価は、ISO監査規定に従って毎年1回(2月)に実施されており、内部監査の仕組みは整い、有効に機能していると判断しました。
- 4) マネジメントレビューの評価、環境方針については、当協会の基本理念及び浄化槽法の改正で「公共用水域の水質保全」が明記されたのを受けて、本来業務に、ISOを浸透させ業務の目的達成を図るために改定を行う。

環境マネジメントシステムツールを経営運営、業務の改定に生かしていこうとの意識は各階層間で持っておられることを確認しました。

3. 審査所見

【改善の機会】

- 1) 試験検査課で、土日対応自動BOD測定装置が新設されている、このような新技術設備についての变化点に伴う環境側面の抽出はタイムリーに行うことが重要です。
- 2) 法的およびその他要求事項において、浄化槽法11条に限定せず浄化槽法及び浄化槽施行規則全般を網羅したほうが適切ではないでしょうか。
- 3) 著しい環境側面から導かれた環境目的は“法定検査の目的強化”他4項目を特定していました。今後このような項目はニーズも高まってくると思われますので、これらを積極的著しい環境側面と認識され、実施計画に反映することはシステムの有効性に繋がると考えられます。

他6項

浄化槽法第11条検査 未受検者受検勧奨対策について

11条検査の未受検者に対し、受検勧奨文書を12月7日付で発送いたしております。

今回も、県及び市町村のご指導ご協力いただき下記の勧奨文書及び関係法令等(抜粋)を熊本県の封筒を使用し発送しております。

浄化槽管理者等からのお問い合わせにつきましては、検査のご案内及び受検の勧奨をご協力いただきますようよろしくお願い致します。

平成21年12月7日
 浄化槽管理者
 ○○○様
 熊本県土木部下水道環境課
 熊本県○○保健所
 ○○○市町村
 公益社団法人熊本県浄化槽協会
 検査対象浄化槽 登録番号○○○○○○○
 設置場所：○○○○○○○○○○○○○○○
 (○○処理浄化槽 ○○人地)

浄化槽の法定検査（11条定期検査）の受検について

皆様が設置されている浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水（トイレや台所の水など）を処理する施設です。浄化槽管理者（設置・使用される方など）は、浄化槽の機能を正常に発揮させ、法令上の放流水の水質基準に従ってきれいな水を放流するために、浄化槽法に基づく保守点検、清掃を実施し、法定検査を受けていただかなければなりません。

法定検査を受けられない浄化槽管理者には、浄化槽法に基づき保健所などが行政指導を行い、場合によっては罰則が適用されることもあります。

浄化槽3つの義務

保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消臭剤の補給、プロウの調整等を行います。

清掃

浄化槽内に生じた汚泥等の引き出しや調整、機器類の掃除・洗浄等を行います。

法定検査(11条定期検査)

浄化槽の放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検、清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が法令に従い適切であるかを判定します。




【現場検査】

【分析室でのBOD検査】

「法定検査（11条定期検査）」について

11条検査は、浄化槽法に基づき県知事が指定した指定検査機関である「公益社団法人 熊本県浄化槽協会」が行います。

- 1 同封の法定検査実施確認書（はがき）に必要な事項をご記入のうえ、指定検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）へ返信をお願いします。
- 2 下水道への接続等で浄化槽を廃止されている場合や浄化槽管理者（設置・使用される方など）を変更されている場合は、登録情報の修正のため、お手数ですがその旨ご記入のうえ返信をお願いします。
- 3 浄化槽の検査は、返信いただいた法定検査実施確認書に基づき、指定検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）から日程をお知らせした後、お問い合わせいたします。
- 4 検査結果は、検査後検査機関から速やかに浄化槽管理者、関係保健所、関係市町村へ報告し、検査結果によっては保健所や市町村からの助言・指導に基づき改善していただく場合があります。
- 5 法定検査実施確認書に記載された個人情報については、法定検査の目的以外には使用いたしません。

法定検査実施確認書（ハガキ）記入要領

法定検査（第11条定期検査）実施確認書
 平成 年 月 日

熊本県知事指定検査機関
 公益社団法人 熊本県浄化槽協会 様

浄化槽法第11条の規定による毎年1回の法定検査を受検いたします。

登録番号No. ○○○○○○
 〒○○○-○○○○

住 所
 ぶ ち か な
 氏 名
 T E L

検査手数料 円 ()

①この法定検査実施確認書は、浄化槽設置届出時の登録事項（毎年1回の浄化槽法第11条定期検査の受検）についての確認となります。

②下記の場合は、該当事項に○をつけ簡単に理由等を記載してください。

・廃止 ・下水道接続 ・使用中止 ・管理者変更 ()

記入日又は投函日をご記入下さい。

保護シール貼付位置

住所・氏名・TEL 必ずご記入 さい。

必ずご捺印ください。

なお、この検査についてご不明の点がある場合は、公益社団法人 熊本県浄化槽協会にお問い合わせください。

熊本県知事指定検査機関 公益社団法人 熊本県浄化槽協会
 上益城郡嘉島町上仲間227-86
 TEL 096-284-3355 フリーダイヤル 0120-159-280

熊本県の水環境保全・公衆衛生の向上のためにも、法定検査を受けられますようお願いいたします。
 検査は裏面の受検手続をご覧ください、必ず行われますようお願いいたします。

浄化槽法事務・権限移譲市町村について

平成22年度に権限移譲される市町村が以下のとおり決まりました。平成22年4月1日からは権限移譲市町村用(ブルーの表紙)の設置届出書をご使用いただくこととなりますので、ご注意ください。

平成22年度から権限移譲される市町村

南関町・玉東町・長洲町・和水町

平成21年度までに権限移譲された市町村

人吉市・山鹿市・宇上市・大津町・菊陽町・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町・氷川町・芦北町・津奈木町・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町・合志市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村

○権限移譲市町村の設置届出書(ブルーの表紙)の提出方法

1. 建築確認が不要な場合

7条検査料金払い込み → **検査依頼書と一緒に設置場所の市町村へ提出**

2. 建築確認が必要な場合(提出方法は権限移譲前と同じ)

7条検査料金払い込み → **検査依頼書と一緒に設置場所の保健所または協会窓口へ提出** → **建築主事へ提出**

浄化槽機能保証制度について

協会ニュースや文書等でこれまでもお知らせいたしておりますが、浄化槽機能保証制度は平成20年10月1日から以下のとおり改正されております。

なお、保証登録申請書や変更・中止等の報告様式も変更されており、旧様式は使用できませんのでご注意ください。

平成20年10月1日からの浄化槽機能保証制度の改正に伴う保証期間延長措置について

施行日以降に申請 → **使用開始日より本体は5年間の保証期間**

施行日以前の申請 → **従来の保証期間本体3年間の保証残存期間+2年の期間延長措置**

※駆動部分および散気管の保証期間は、従来どおり使用開始日から1年間です。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、皆様のご支援とご協力をいただき当協会は昨年10月1日に、『公益社団法人 熊本県浄化槽協会』として新たなスタートを切ることができました。今後益々役職員一同気を引き締めて業務に取り組んで参りますので、会員の皆様には今後ともなにとぞご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、前号でのアンケートにご協力いただきました皆様にご場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

総務常任委員会



発行日	平成22年1月26日
発行	公益社団法人 熊本県浄化槽協会
	会長 横山 英生
	〒861-3107 上益城郡嘉島町上仲間227番地86
	(嘉島リバゾン内)
	TEL (096)284-3355 FAX (096)284-3388
	http://johkasou.jp/ 予約代り0120-159-280